

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園墓地使用規程	記 番 号 2-15- 1- 1
		改正施行 令 5. 12. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、佼成霊園規則に基づき、立正佼成会附属佼成霊園（以下、「霊園」という。）の使用に関する手続き、遵守事項等について定める。

(定 義)

第2条 この規程で用いる用語は、別段の定めがない限り、「墓地・埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」という。）の定義に準ずるものとする。

(管理者)

第3条 この規程で管理者とは、墓理法に基づき届出を行った者をいう。

(使用者)

第4条 この規程で使用者とは、霊園の墓地使用について、管理者が第7条に定める要件に基づいて承諾し、所定の承諾証を交付された者をいう。

2 使用者は、この規程の定めるところに従い、これに違背あるときは、使用資格を失う。

第2章 使用契約

(墓地の使用と区画)

第5条 墓地は、墳墓の用に供する以外に使用することはできない。

2 墓地は、墳墓等の施設のため、区画に分け、使用者の使用に供する。

3 使用する区画は、使用者1人につき1区画とする。

(使用の申込)

第6条 区画は、原則として本会会員で、かつ墳墓の祭祀を主宰する者に限り、使用の申込ができる。

2 区画を使用しようとする者は、所定の申込手続きを行い、管理者の承諾を受け、所定の使用契約書を作成しなければならない。

3 使用者はいかなる場合においても、承諾を受けた区画を他人に譲渡し、または他人に当該区画を使用させてはならない。

(使用承諾証の交付と再交付)

第7条 管理者は、墓地使用契約または承継などにより区画の使用を承諾した場合、申込者に使用承諾証を交付しなければならない。

2 使用者は、使用承諾証を紛失または汚損したときは、すみやかに管理者に申し出、再交付を受けなければならない。

3 使用者が使用承諾証に記載されている事項に変更を生じたときは、所定の書類を添えて、すみやかに届出を行い、変更の受付を受けなければならない。

第3章 使用管理

(埋蔵)

第8条 使用者が、遺骨を埋蔵しようとするときは、使用承諾証を提示するとともに埋葬許可証または火葬許可証を提出しなければならない。

2 他の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵されている遺骨を霊園に埋蔵しようとするときは、現在、埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂の所在する市区町村長の発行する改葬許可証を提出しなければならない。

3 使用者が、分骨を埋蔵しようとするときは分骨証明書を提出しなければならない。

4 霊園には、公衆衛生上、遺体を埋葬することはできない。

(改葬)

第9条 霊園に埋蔵されている遺骨を他の墓地・納骨堂に改葬しようとするときは、使用承諾証および、改葬先の墓地・納骨堂での遺骨の受入が可能であることを示す書類を提示し、霊園発行の改葬許可申請書をもって、霊園の所在する市区町村長の改葬許可を得なければならない。

(使用に伴う工事等の承認と制限)

第10条 使用者が墳墓の新設・改造その他設備工事を行なうときには、予め管理者の承認を受けなければならない。

2 墳墓の新設・改造その他設備工事の制限等は、別に定める。

(使用区画の管理)

第11条 使用する区画内の墓石等の維持管理、除草等の環境整備は使用者の責任によるものとする。

第4章 使用料金

(使用料等)

第12条 使用者は、次の各号に定める使用料および共益費、埋葬手数料、その他の料金を納めなくてはならない。

(1) 墓地使用料 使用を承諾された区画の永代使用权を保証するもので、別に基準として定める額を墓地使用契約時に一括して納める料金。

(2) 共益費 共有部分の環境整備、事務管理等霊園管理の費用で、別に基準として定める額を毎年1年分として前納する料金。

(3) 埋葬手数料 埋葬および埋葬事務に要する費用で、別に基準として定める額を埋葬時に納める料金。

(4) その他 使用者の要請により、墓標建立、各種証明書の発行等を行なったとき、これに要した費用。

2 前項の料金で、既納のものは返金しない。

3 料金の改定は、事業を所管する時務グループが担い、立正佼成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第5章 承 継

(使用者の承継)

- 第13条** 使用者の死亡その他事由による承継は、法律の定めに従って祭祀を主宰すべき者1人が、これを承継する。
- 2 前項において承継する者は、承継の事実を証する書面等をもって、遅滞なく管理者に届出を行い、使用承諾証の変更等を受けなければならない。
- 3 承継する者は、従前の使用者の未納料金があるときは、これを納めなければならない。
- 4 使用者の死亡に際し承継者が存在しない場合、親族もしくは縁故者が墓所管理者として必要な申請を行い墳墓の管理のみを継続することができる。
- 5 墓所管理者は、その管理する墓地に埋蔵されている遺骨について、霊園の永代供養墓使用契約を締結することができる。
- 6 第15条第1項第1号により使用契約を解除された墳墓に埋蔵されている遺骨は、霊園の永代供養墓に収蔵または埋蔵して霊園がその祭祀を承継する。

第6章 返還・解除

(使用区画の返還)

- 第14条** 使用者が、使用区画を返還するときは、返還の意思を明記した所定の書類に使用承諾証を添えて管理者に届け出るとともに、使用区画を原状に復さなければならない。
- 2 返還された区画の使用権は、霊園に帰属する。

(使用契約の解除)

- 第15条** 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、墓地使用契約を解除することができる。
- (1) 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過してもその祭祀を承継する者および墓所管理者が判明しないとき。
- (2) 共益費の未納分が3年分に達したとき。
- (3) 住所変更の届出がなく、3年以上請求書の送付などの連絡ができないとき。
- (4) 使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。
- (5) 使用者が承諾を受けた区画を他人に譲渡し、または他人に当該区画を使用させたとき。
- (6) 使用者がこの規程および別に定める「墓地使用契約」に違反し、使用者としての適格を失ったと認められるとき。
- (7) 公益その他、特にやむを得ない事由により必要であると認められるとき。
- 2 前項により、使用契約が解除されたとき、使用者は、3カ月以内に改葬すると共に、墓石等の構造物を収去して、原状に復した上、使用区画を霊園に返還しなければならない。
- 3 使用者が使用契約を解除した後、2年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者が、使用者に代わって費用を立替えて、改葬をなし、墓石等の構造物を撤去し、埋蔵遺骨等を霊園永代供養墓に合葬することができる。
- 4 上記第2項により返還された区画および上記第3項により合葬された区画の各使用権は霊園に帰属する。

第7章 その他

(施設等の利用)

第16条 使用者が、霊園の施設を利用して、年回供養等を行うときは、管理者に予め申請し、承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第17条 霊園内における施設若しくは設備または樹木を損傷若しくは滅失した者は、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(免責)

第18条 墓石等構造物に対する損害については、霊園に管理上重大な過失があった場合を除き、一切責任を負わない。

(規程に定めのない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、法律の定めによるほか、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。従前の佼成霊園使用規則を廃止する。
- 2 この規程制定以前に、使用者たる地位にある者は、従前の規則によるが、新規程の主旨に賛同するときは、従前の使用許可証に代えて新たな使用承諾証を交付するものとする。
- 3 この改正された規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 4 この改正以前に使用者たる地位にある者もこの規程によるものとする。
- 5 この改正された規則は、令和5年12月1日から施行する。